

電気設備工事特記仕様書

1 工事概要

- 1.1 工事名 豊春中学校校舎トイレ改修工事
- 1.2 工事場所 春日部市南中曽根107番地2
- 1.3 工期 契約工期
- 現場施工期間 契約確定日から令和9年2月28日まで、現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
- 1.4 工事科目 (○印の付いたものを適用する)

<ul style="list-style-type: none"> ○ 電灯設備 ○ 動力設備 ・ 電熱設備 ・ 雷保護設備 ・ 受変電設備 ・ 電力貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ 構内交換設備 ・ 情報表示設備 ・ 映像、音響設備 ・ 拡声設備（非常放送設備） ・ 誘導支援、呼出し設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ共同受信設備 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ設備 ・ 駐車場管制設備 ・ 防犯、入退室管理設備 ○ 自動火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ○ 電話配管設備 ・ 中央監視制御設備 ・ 医療関係設備 ・ 昇降機設備
--	---

- 1.5 指定部分 ○ 無 ・有 (工期:令和 年 月 日)
- 1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)

- 2 専任期間の始期 請負契約締結の日から、(○現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間 ・令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時的中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

- 1.7 建物概要 建築工事特記仕様書による

- 1.8 工事概要 建築工事特記仕様書による

- 1.9 同時期発注の関連工事 ・ 建築工事 ・ 機械設備工事

2 工事仕様

- 2.1 共通仕様
 - (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市電気設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事情)、公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事情)、公共建築設備工事標準図 (電気設備工事情) (以下「標準仕様書等」という。))及び監督員の指示に従い施工する。
 - なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
 - (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
 - (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- 2.2 特記仕様 (特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。)

項 目	特 記 事 項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 行政機関の休日に関する法律 (S63第91号) に定める行政機関の休日以外、上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
⑤ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
⑥ 監督員事務所	本工事で、設ける (規模) ※設けない
⑦ 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている相互保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
⑧ 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付ける。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する (契約金額による) ・ 適用しない
⑩ 完成図書の納品	完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) を記載すること。 市営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り2部とする。
⑪ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 (構外搬出処理費は、※本工事 ・ 別途) (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分を要するもの (鋼材・鉄屑) (3) 再生資源化を図るもの (蛍光灯管 蛍光灯管等は再生資源化施設等に搬出し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。

⑫ 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で熔融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。ただし、見えかきり部の塗装については監督員の指示による。																																																													
⑬ 鍵	錠等の鍵は、既存錠及び別途工事の錠との整合を極力図るものとする。																																																													
14 地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 敷き均し土 管 種 別 良質土 硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆銅管 (PLP) (2) 地中電線路には、ケーブル保護管及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。 ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。 湿度の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 ※使用できない。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。																																																													
⑮ 回路の種別行先の表示	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。																																																													
⑯ 電線の接続	漏電遮断機で保護されている回路と保護されていない回路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、湿気防止のため、緑色、緑/黄又は緑/赤等で区別する。																																																													
18 接地工事	埋戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内場所の敷きならす。 ・構外掘出適切処理する。																																																													
19 建設発生土の	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																													
20 再生砂・再生砕石	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器的重量 [kg] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。																																																													
⑰ 耐震施工	設計用標準水平震度 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下・1階</td> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機 器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備 考】(※1) : 水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤 ・発電装置 (防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4層とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p>	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地下・1階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		機 器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		一般の施設																																																								
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																									
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																									
地下・1階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																									
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																									
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																									
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
⑱ あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																													
⑳ はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。																																																													
㉑ 改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記より設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種 (枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」(厚生労働省令)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり設置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うものとする。																																																													
㉒ 墜落制止用器具 (フルハース型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン による ・使用を要しない																																																													

㉓ 施工計画書	※施工に先立ち、次の施工計画書を提出し監督員の承認を受ける ※総合施工計画書 (工程・品質・安全・環境配慮・仮設計画等を含む) ※工種別施工計画書 ○電力設備工事 ○受変電設備工事 ・電力貯蔵設備工事 ・発電設備工事 ・通信、情報設備工事 ・中央監視制御設備工事 ・医療関係設備工事 ・昇降機設備工事 ※その他監督員が必要と認めるもの
27 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、作業物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
㉔ その他	(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえ施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 (3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 (4) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 (6) 改修工事等を実施する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に総線抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 (7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 (8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 (9) 特に騒音騒動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。
2.3 工事別一般事項 (特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する)	
項 目	特 記 事 項
① 電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント (2P15A) は運用形とする。なお、2口コンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。ただし、市営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 (3) 照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 継接 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継接を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継接を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルこころがし配線は、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略してもよい。
② 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につき、V・W・Eの4Pを原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高圧引込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえ施工する。 高圧ケーブル端末部はケースずれ防止対策を施す。 (端末処理 ・ 耐塩用 ・ 一般用) 受電電圧 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 柱上高圧気中 負荷開閉器 (PAS) 主遮断装置 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 変圧器設備容量 動力用 kVA × 台
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を室内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・ (概要)
7 発電設備	・ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給 (コージェネレーション) 発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・ (概要)

8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえ施工する。
⑨ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合室内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事情) による。 なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ 壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ (mm)	
		一 般	市営住宅
スイッチ (一般)	床下~中心	1,300	1,200
" (身体障害者用)	"	1,100	1,000
" (人感センサー切換用)	"	2,000	2,000
ソケット、電話用ソケット、直列ソケット (一般)	"	300	400
" (和室)	"	150	200
" (台上)	台上~中心	150	500
防水型コンセント	床下~中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	"	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン (身体障害者用)	"	900	900
復帰ボタン (")	"	1,800	1,800
廊下表示灯 (")	"	2,000	2,000
端子盤	"	(上端1,900以下)1,500	2,000

3 その他

- 3.1 他工事との取合区分 発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義 本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 3.4 工事用図面 工事用着手時原設計図 縮小製図 (A3版 A3以上の設計図はA3に縮小)
※要 (部) ・不要

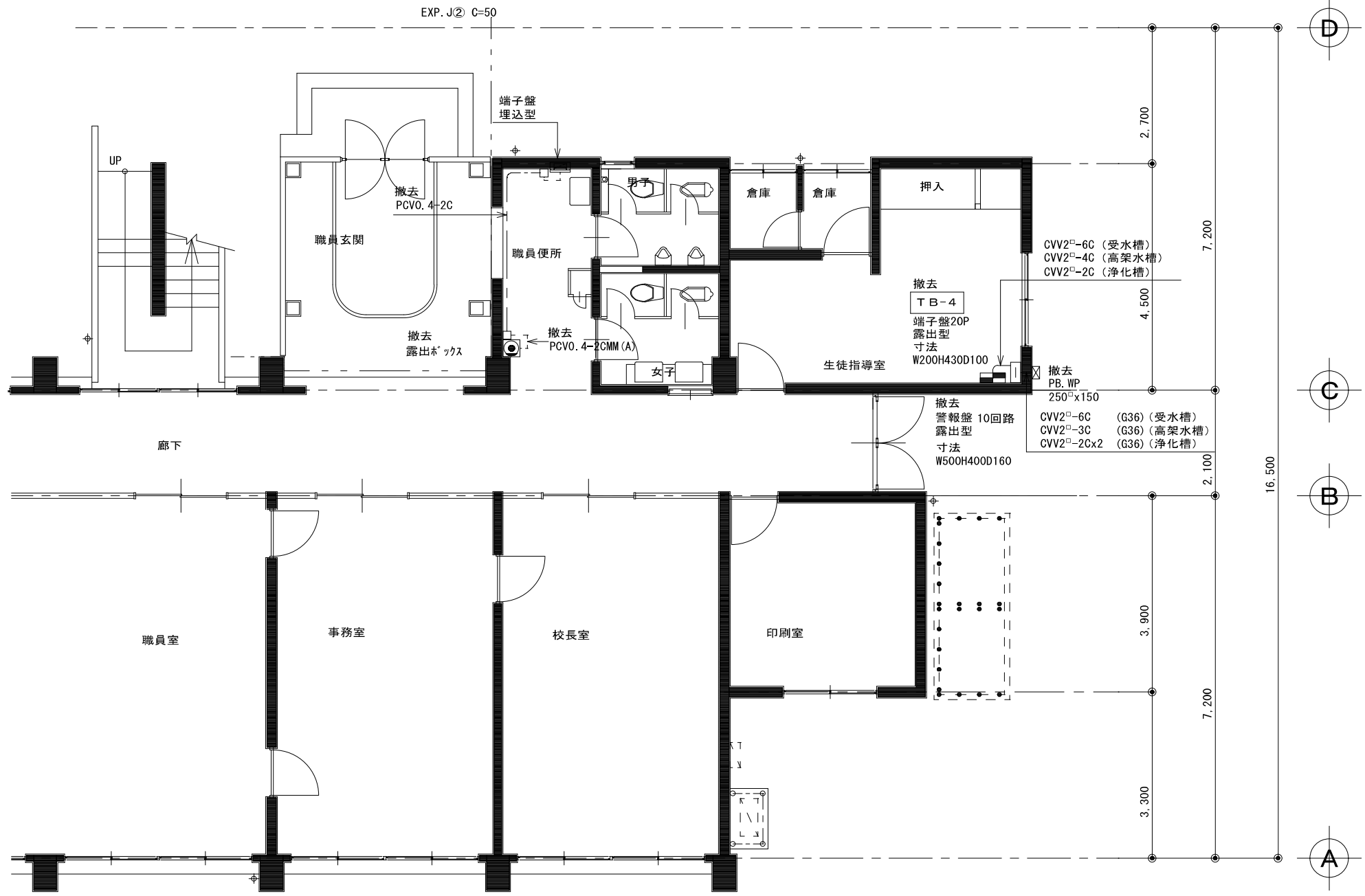
項 目	特 記 事 項
① 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書	第1条 この特記仕様書は、春日部市電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水 (以下「濁水」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものである。 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥 (油分を含む汚泥) ・ m3 ・中間処理施設 市 地 内、(株) ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入 (処理に焼却又は溶融含まず) ・中間処理後、最終処分場又は再資源化 (処理に焼却又は溶融を含む) 第3条 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥 (油分を含む汚泥) として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 第4条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。)により管理するものとする。 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 第5条 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

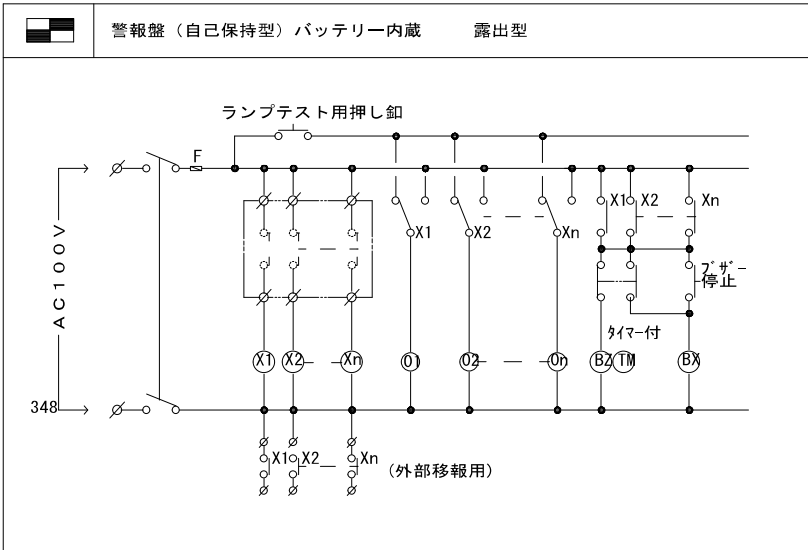
項 目	特 記 事 項
① 昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書	第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事 (新設、増設又は更新) において、昇降機を常時適法な状態で維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に定める。 第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。 1 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。 2 発注者とは、本工事の発注者をいう。 3 受注者とは、本工事の受注者をいう。 4 製造者とは、昇降機の製造者をいう。 5 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。 6 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。 第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を負うよう努めなければならないものとする。 1 製造者は、製造した昇降機の部品等、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。 2 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。 3 製造者は保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。 4 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

官公庁等打ち合わせ相手	
建築 :	
昇降機 :	
施設管理者 :	
電力会社 :	
電話会社 :	
ケーブルテレビ会社 :	
消防本部 :	

盤内警報表示

NO	名称	警報	NO	名称	警報
NO. 1	高架水槽	満水	NO. 6	予備	
NO. 2	高架水槽	減水	NO. 7	予備	
NO. 3	受水槽	満水	NO. 8	予備	
NO. 4	受水槽	減水	NO. 9	予備	
NO. 5	浄化槽	故障	NO. 10	予備	



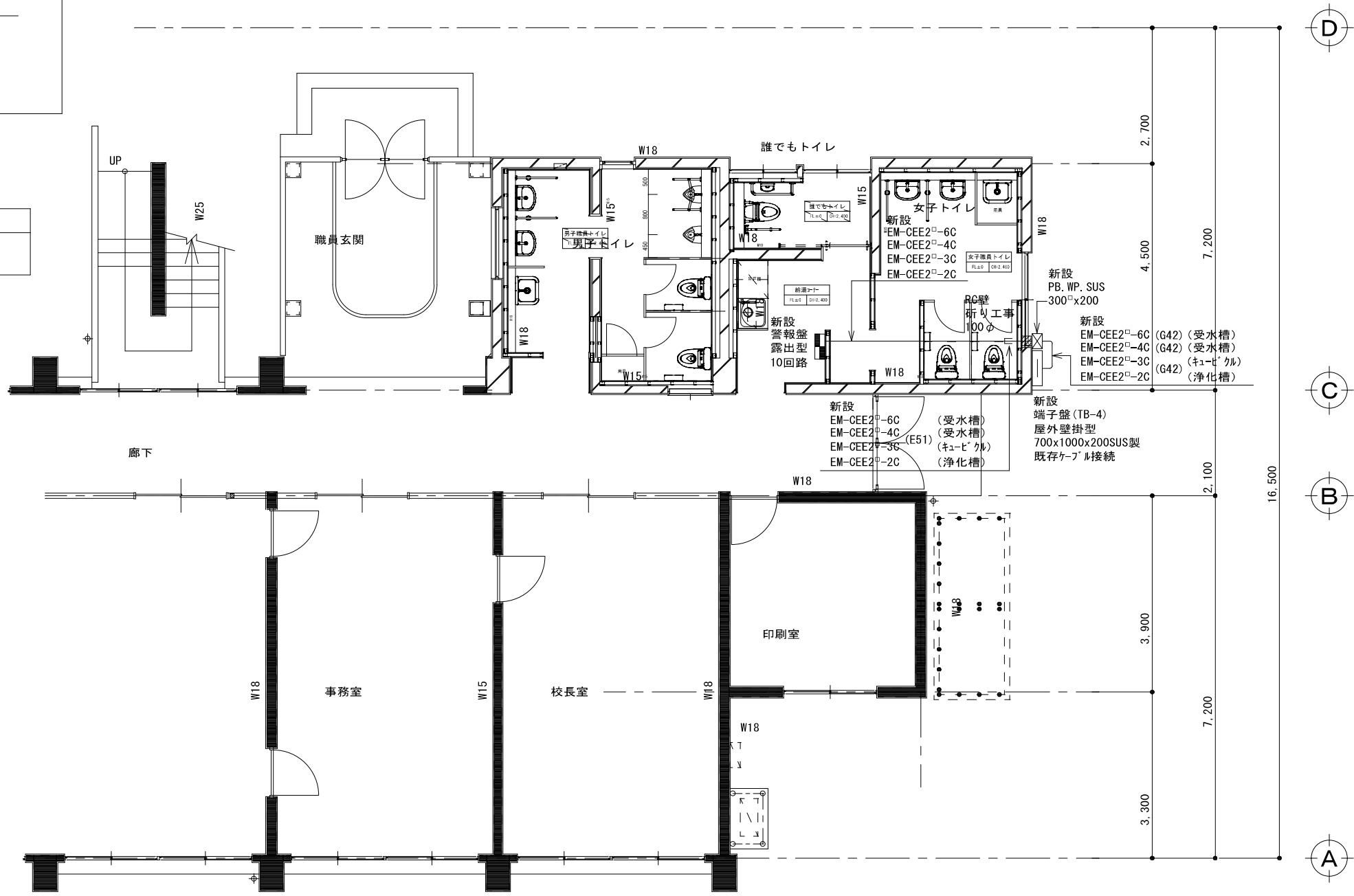


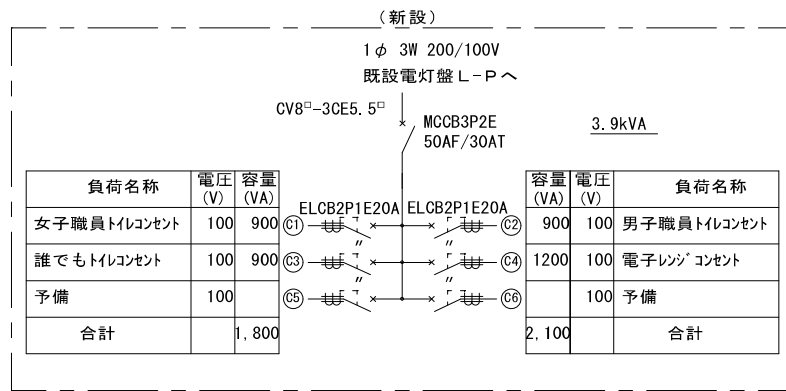
盤内警報表示 警報回路については現場再確認すること。

NO	名称	警報	NO	名称	警報
NO. 1	高架水槽	満水	NO. 6	受変電設備	異常
NO. 2	高架水槽	減水	NO. 7	受変電設備	異常
NO. 3	受水槽	満水	NO. 8	予備	
NO. 4	受水槽	減水	NO. 9	予備	
NO. 5	浄化槽	故障	NO. 10	予備	

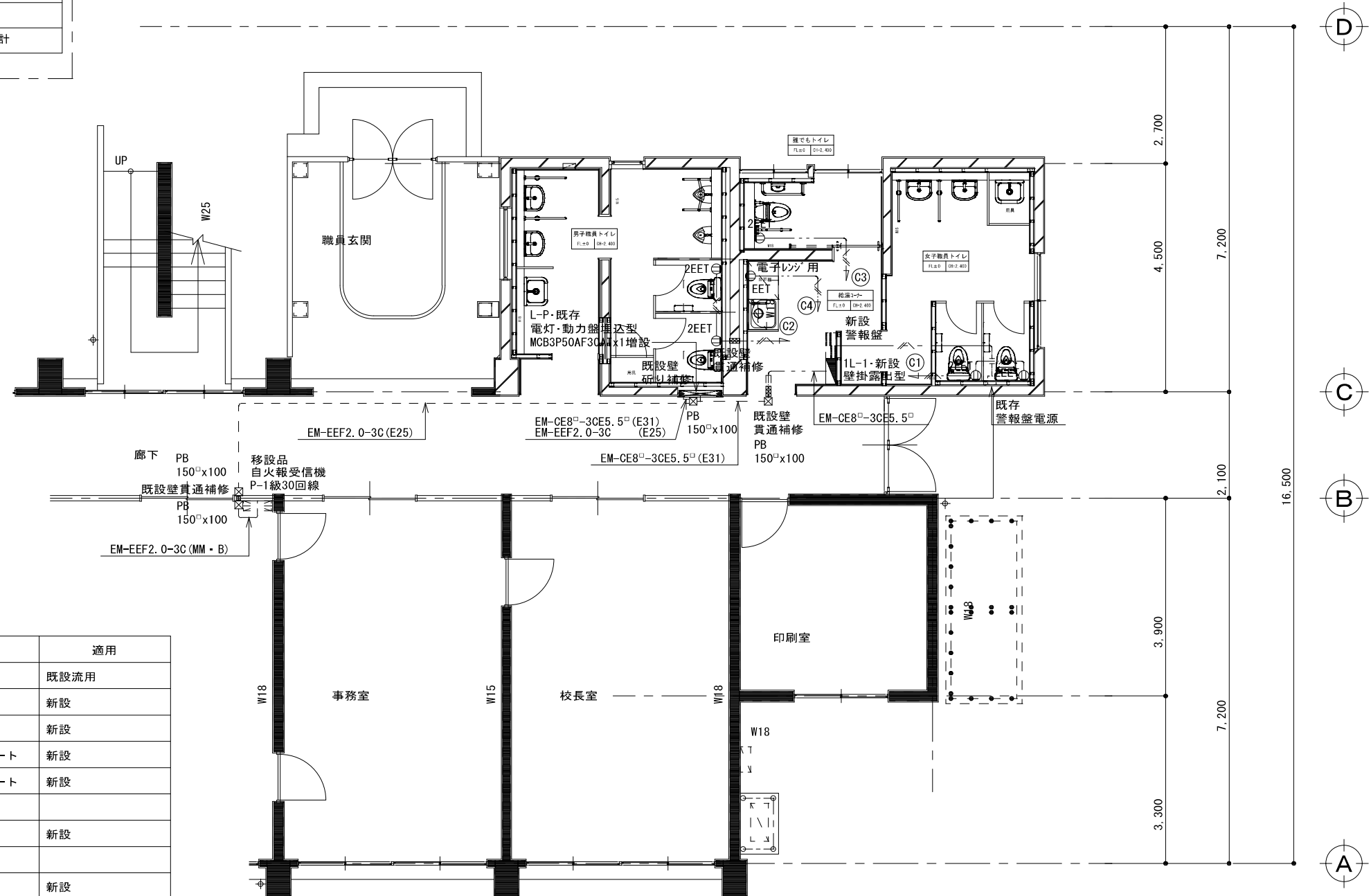
端子盤リスト 700x1000x200 (SUS製) 既存ケーブル接続

盤名称	警報	自火報	予備
TB-4 SUS製 屋外壁掛型	端子台 20P実装	端子台 30P実装	端子台20P 予備スペース





電灯分電盤 (1L-1)
(鋼製屋内壁掛型)



改修項目及び特記事項

- 各既設電灯盤の主幹の2次側へ、各新設開閉器の電源は接続とする。

設備機器凡例 (新設)

記号	機器名称	仕様	適用
◀▶	電灯・動力分電盤 L-P		既設流用
■	電灯分電盤 1L-1	屋内壁掛型	新設
■	警報盤	屋内壁掛型ハッチ内蔵	新設
⊙ EET	埋込コンセント	2P15Ax1接地端子付 新金属プレート	新設
⊙ 2EET	埋込コンセント	2P15Ax2接地端子付 新金属プレート	新設
	(配管・配線)		
☒	プルボックス	150x150x100 塗装共	新設
— — — —	ケーブル配線	二重天井ころがし配線	新設
- - - -	配管配線	露出	新設
- ☒ -	既設RC壁貫通補修	φ75以下	新設

特記なき配管は下記による。

- / — EM-EEF2.0-3C 二重天井ころがし配線
- - - - 露出配管配線

改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(撤去配管配線)

- IV1.6mmx2 (C19)
- IV2.0mmx2 (C19)
- IV1.6mmx3 (C19)
- IV1.6mmx4 (C25)

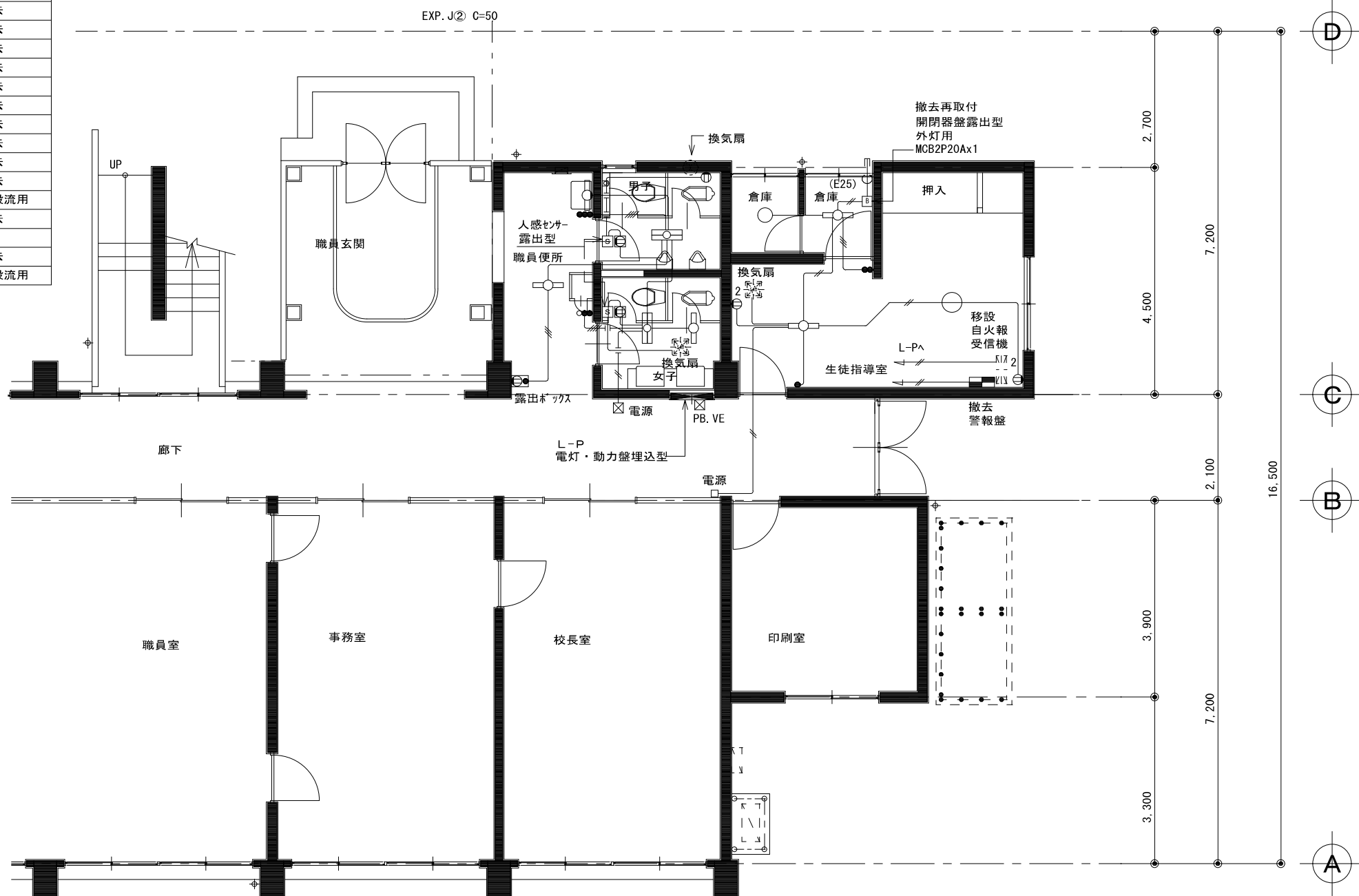
但し、コンクリート内配管は既設維持とする。

2. 設備機器凡例 (撤去)

記号	機器名称	仕様	適用
	(電灯コンセント設備)		
○	照明器具	F L R 4 0 W x 1 逆富士型	撤去
○	照明器具	F L 2 0 W x 2 逆富士型	撤去
○	照明器具	F L 2 0 W x 1 ブラケット	撤去
○	照明器具	F C L 3 0 W + 2 0 W ペンダント	撤去
○	照明器具	I L 6 0 W x 1 シーリングライト	撤去
●	埋込スイッチ	1 P 1 5 A x 1 金属プレート	撤去
●	埋込スイッチ	1 P 1 5 A x 2 金属プレート	撤去
●	埋込スイッチ	1 P 1 5 A x 3 金属プレート	撤去
●	埋込スイッチ	1 P 1 5 A x 2 + P L 金属プレート	撤去
●	埋込スイッチ+コンセント	1 P 1 5 A x 1 + 2 P 1 5 A x 1 金属プレート露出ボックス	撤去
●	埋込コンセント	2 P 1 5 A x 2 金属プレート	撤去
●	埋込コンセント	1 P 1 5 A x 1 金属プレート露出ボックス	撤去
●	警報盤	1 0 回路	撤去
□	プルボックス		既設流用
□	人感センサー	露出型	撤去
	(配管・配線)		
—	配管配線	隠ぺい配管	撤去
—	配管配線	露出配管	既設流用

3. 特記事項

- (1) 照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて撤去とする。
- (2) コンクリート埋込配管は残置とする。
- (3) 特記なきコンセント用回路の配管配線は既設維持とする。
- (4) 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。
- (5) 既存電気図と現況に相違がある場合現況優先とする。



改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(新設配管配線)

- EM-EEF1.6mm-2C
- EM-EEF1.6mm-3C
- EM-EEF1.6mm-3C(1CE)
- EM-EEF2.0mm-3C(1CE)
- EM-1E1.6mm : 接地

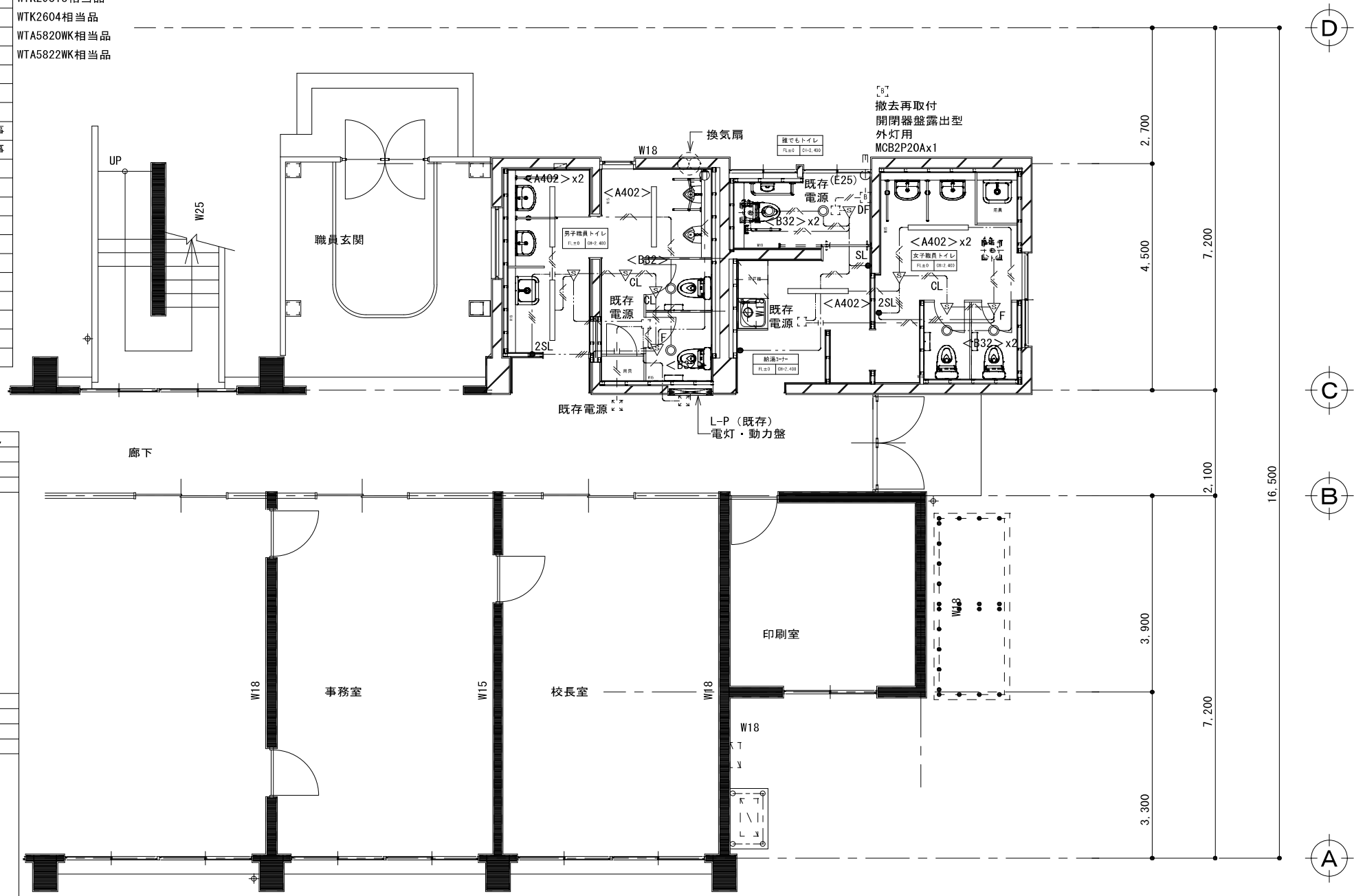
但し、壁内立下げ部分及び貫通部分は電線管(PF管)にて保護とする。

3. 特記事項

- (1) 特記なき照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて新設とする。
- (2) 照明及び換気扇は人感センサーにて点滅制御を行う。
- (3) 換気扇は別途設備工事とする。
- (4) 人感センサー操作スイッチの取付高さは、生徒が触ることがない高さ(FL+2,000)に取付とする。
- (5) 各階便所の人感センサーは、廊下側へは干渉しないよう検知範囲を調整とする。

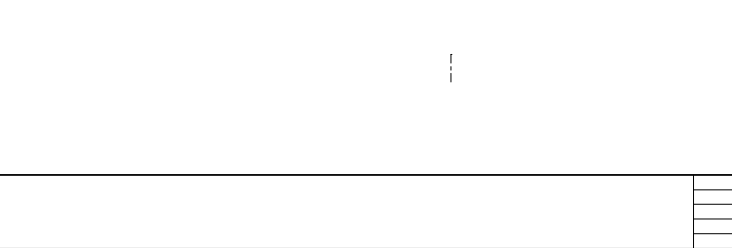
2. 設備機器凡例(新設)

記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
▽	人感センサー 親機	AC100V 8A 広範囲検知型	新設
▽CL	人感センサー 子機	DC12V	新設
▽F	人感センサー 子機	AC100V 1A 換気扇連動端子付	新設
▽DF	人感センサー 子機	AC100V1A換気扇消し遅れOFF機能付	新設
●SL	人感センサー操作スイッチ	1回路用 金属プレート	新設
●2SL	人感センサー操作スイッチ	2回路用 金属プレート	新設
●	埋込スイッチ	1P15A 金属プレート	新設
☼	天井埋込型換気扇		設備工事
☼	壁掛型換気扇		設備工事
(配管・配線)			
☒115	フックボックス	150x150x100(SS) 塗装共	新設
□	アクトレットボックス		新設
□	アクトレットボックス		既設
MA	配管配線	立下げ部分のみマルチホールド配管	新設
---	配管配線	露出	新設
---	配管配線	天井裏ケーブルルネゴ	新設
☒	既設RC壁貫通補修	φ75以下	新設
---	配管配線		既設

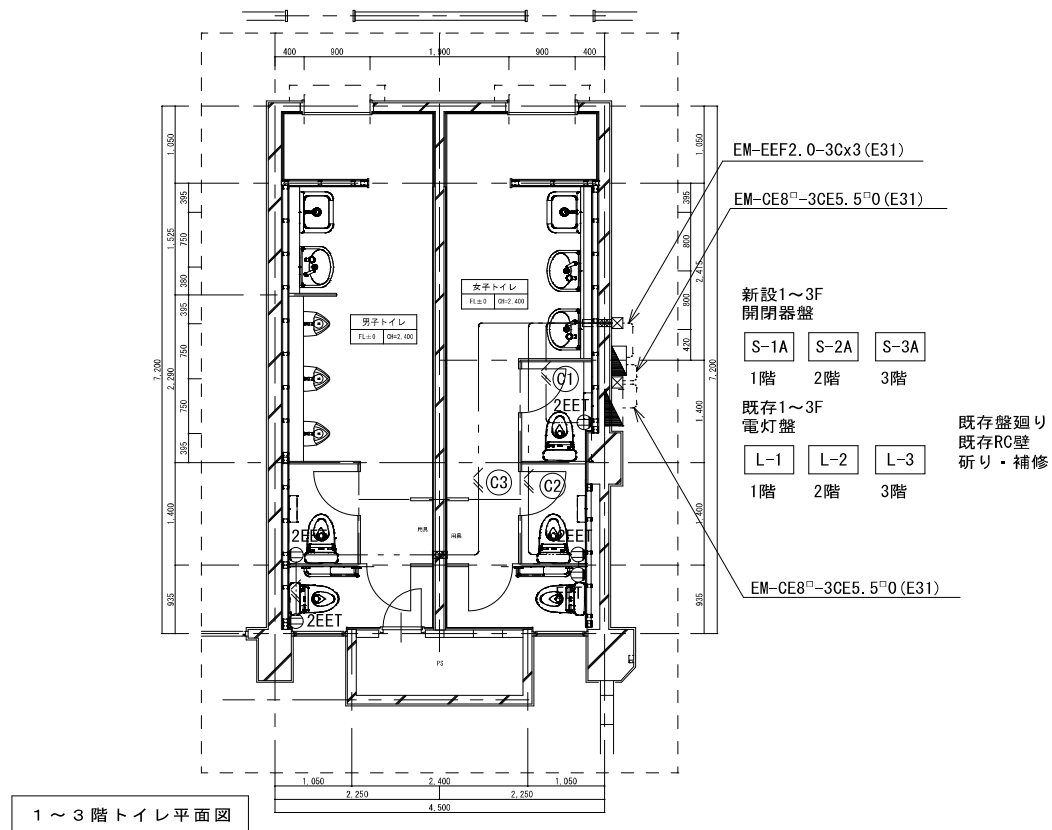


照明器具姿図(新設)

記号	器具名称	仕様
<A402>	LEDスライト(FLR40Wx2型相当)	温白色
(公共施設型番)	LSS9-4-37	4,000lm
<B32>	LED9'クラウド(FHT32W型相当)	温白色
(公共施設型番)	LRS1-13	1,630lm
<A322>	LEDスライト(FHF32Wx2型相当)	温白色
(公共施設型番)	LSS9-4-48	5,200lm



改修後



改修項目及び特記事項

1. 各既設電灯盤の主幹の2次側へ、各新設開閉器箱の電源は接続とする。

設備機器凡例 (新設)

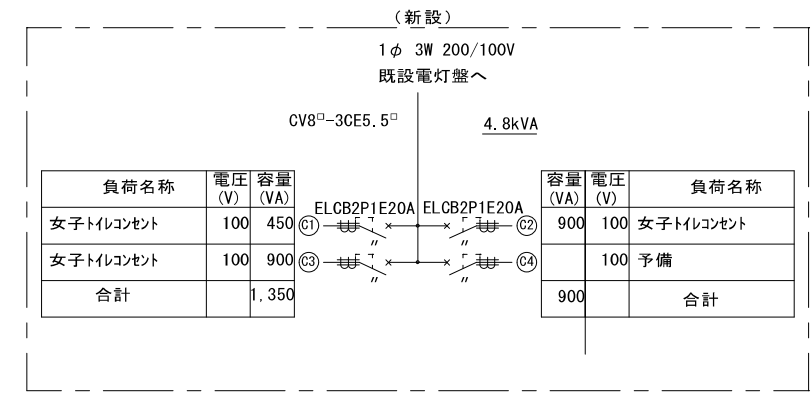
記号	機器名称	仕様	適用
	電灯分電盤		既設流用
	電灯分電盤 S-1A・S-2A・S-3A	屋内壁掛露出型	新設
	埋込コンセント (配管・配線)	2P15Ax2接地端子付 金属プレート	新設
	プルボックス	150x150x100 塗装共	新設
	ケーブル配線	二重天井ころがし配線	新設
	配管配線	露出	新設
	既設RC壁貫通補修	φ75以下	新設

特記なき配管は下記による。

- EM-EEF2.0-3C 二重天井ころがし配線
- 露出配管配線

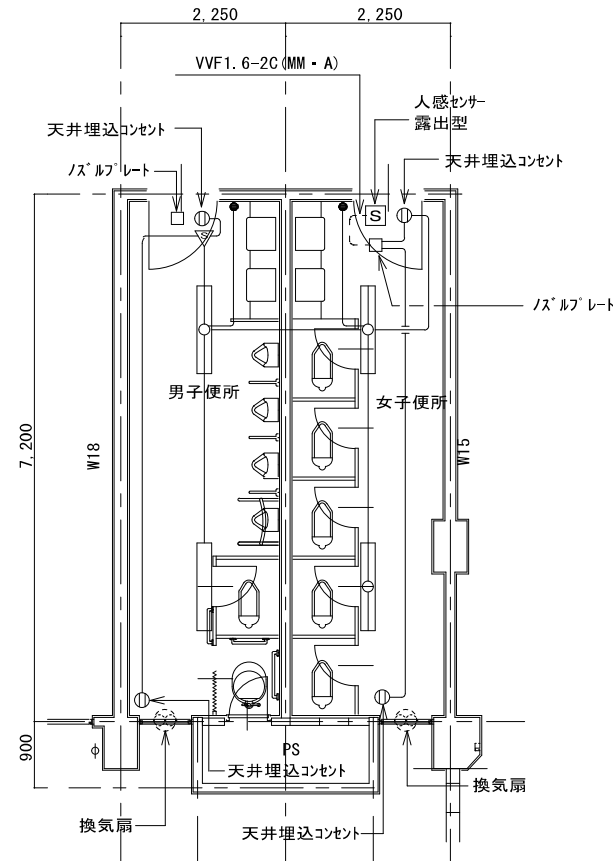
開閉器盤・壁掛露出型

S-1A S-2A S-3A
1階 2階 3階

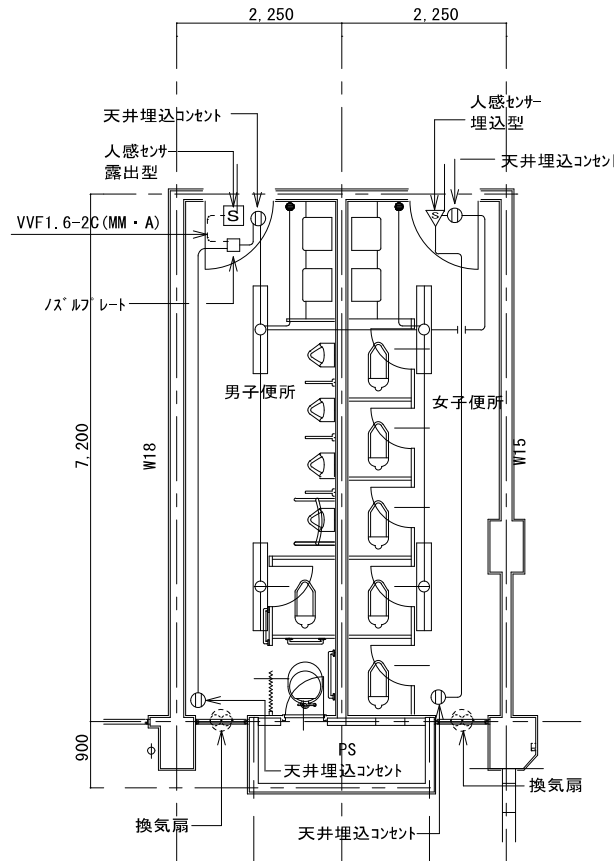


電灯分電盤 (S-1A・S-2A・S-3A)
(鋼製屋内壁掛型)

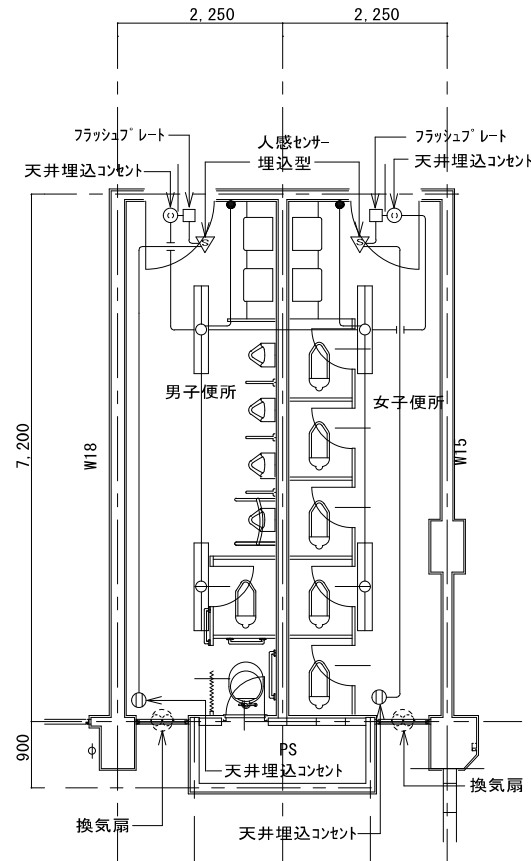
改修前



1階トイレ平面図

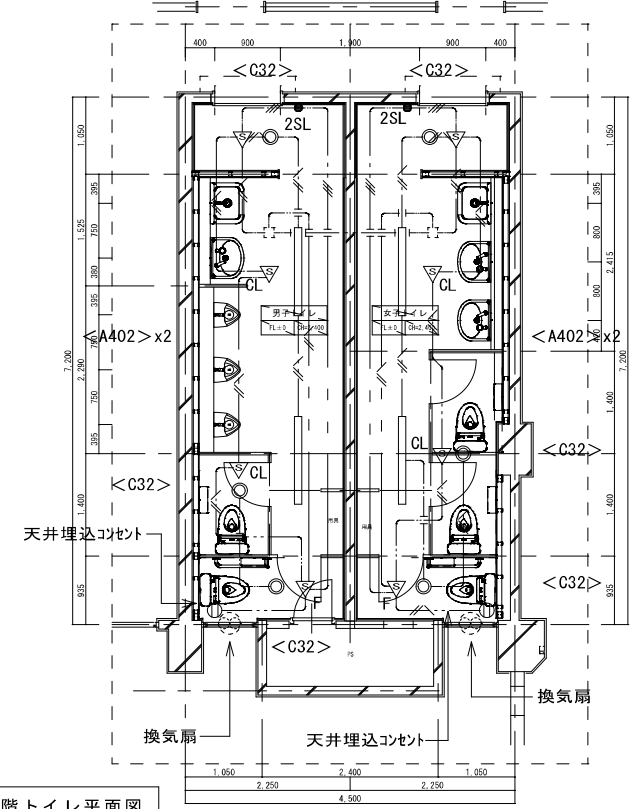


2階トイレ平面図



3階トイレ平面図

改修後



1～3階トイレ平面図

改修項目及び特記事項

- 特記なき配線配管は下記による。(撤去配管配線)
IV1.6mmx2 (E19)
但し、コンクリート内配管は既設維持とする。

2. 設備機器凡例 (撤去)

記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
☐	照明器具	FLR40Wx2 逆富士型	撤去
□	照明器具	LED40形 直付け型	撤去
●	埋込スイッチ	1P15Ax1 金属プレート	撤去
Ⓜ	埋込コンセント 天井埋込	2P15Ax1 金属プレート	撤去
□	スリットプレート 天井埋込	1個用 金属プレート	撤去
Ⓜ	人感センサー 壁取付	露出型	撤去
▽	人感センサー 天井取付	埋込型	撤去
⊙	壁掛換気扇	別途設備工事	撤去
(配管・配線)			
—	配管配線	隠ぺい配管	撤去
- - -	配管配線	露出 (MM・A)	撤去

3. 特記事項

- 照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて撤去とする。
- コンクリート埋込配管は残置とする。
- 特記無きコンセント用回路の配管配線は既設維持とする。
- 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。
- 図面と現況が相違ある場合は現場優先とする。

改修項目及び特記事項

- 特記なき配線配管は下記による。(新設配管配線)
--- EM-EEF1.6mm-2C
- - - EM-EEF1.6mm-3C
- / - EM-EEF1.6mm-3C (1C接地)
- - - IV1.6mmx2 (E19) 既存配管配線
但し、壁内立上げ部分及び貫通部分は電線管(PF管)にて保護とする。

2. 設備機器凡例 (新設)

記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
▽	人感センサー 親機	AC100V 8A 広範囲検知型	新設
▽CL	人感センサー 子機	DC12V	新設
▽F	人感センサー 子機	AC100V 1A 換気扇連動端子付	新設
●2SL	人感センサー操作スイッチ	2回路用 金属プレート	新設
Ⓜ	埋込コンセント 天井埋込	2P15Ax1, 金属プレート	新設
⊙	壁掛型換気扇		設備工事
(配管・配線)			
□	アウトレットボックス		既設
---	配管配線	天井裏ケーブルころがし	新設

3. 特記事項

- 特記なき照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて新設とする。
- 照明及び換気扇は人感センサーにて点滅制御を行う。
- 人感センサー操作スイッチの取付高さは、生徒が触れることがない高さ (FL+2,000) に取付とする。
- 各階便所の人感センサーは、廊下側へは干渉しないよう検知範囲を調整とする。

照明器具姿図 (新設)

<A402> LED* 30W (FLR40Wx2相当) 温白色
(公共施設型番) LSS9-4-37 4,000lm



<B32> LED* 30W (FHT32W相当) 温白色
(公共施設型番) LRS1-13 1,630lm



改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(撤去配管配線)

//// 1V1.2mmx4(C19)

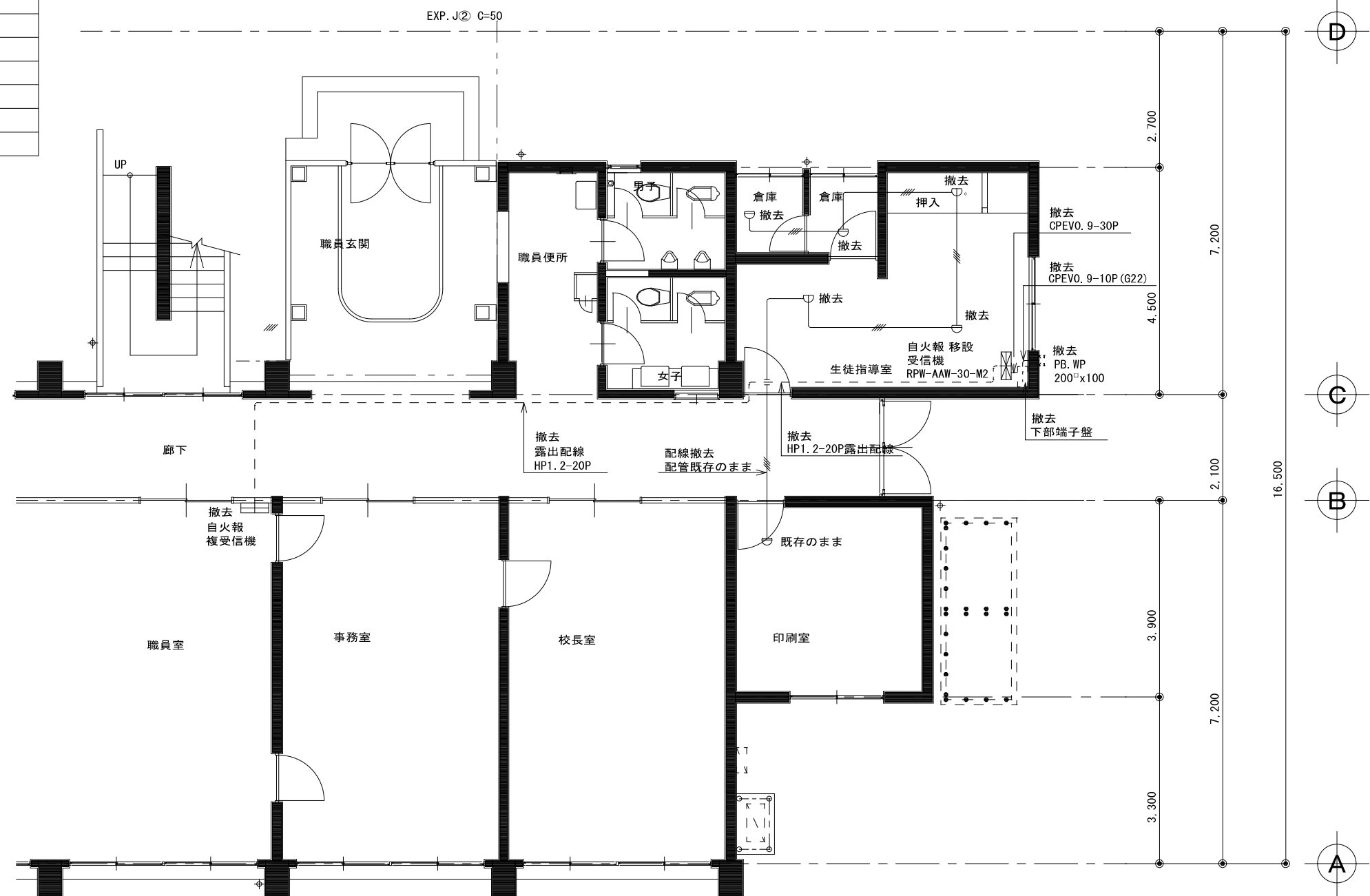
但し、コンクリート内配管は既設維持とする。

2. 設備機器凡例 (撤去・移設)

記号	機器名称	仕様	適用
(自動火災報知設備)			
	自動火災報知受信機	P型1級30回線	移設
	自動火災報知複受信機	30回線	撤去
	差動式スポット型感知器	2種 露出型	撤去
	定温式スポット型感知器	1種 防水型 70℃	撤去
	定温式スポット型感知器	特殊 露出型	撤去
(配管・配線)			
	配管配線	隠ぺい配管	撤去
	配管配線	露出配管配線	撤去

3. 特記事項

- (1) 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。
- (2) 配管材Fは金属製可とう電線管とする。



改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。

—//— EM-AE1.2-2C

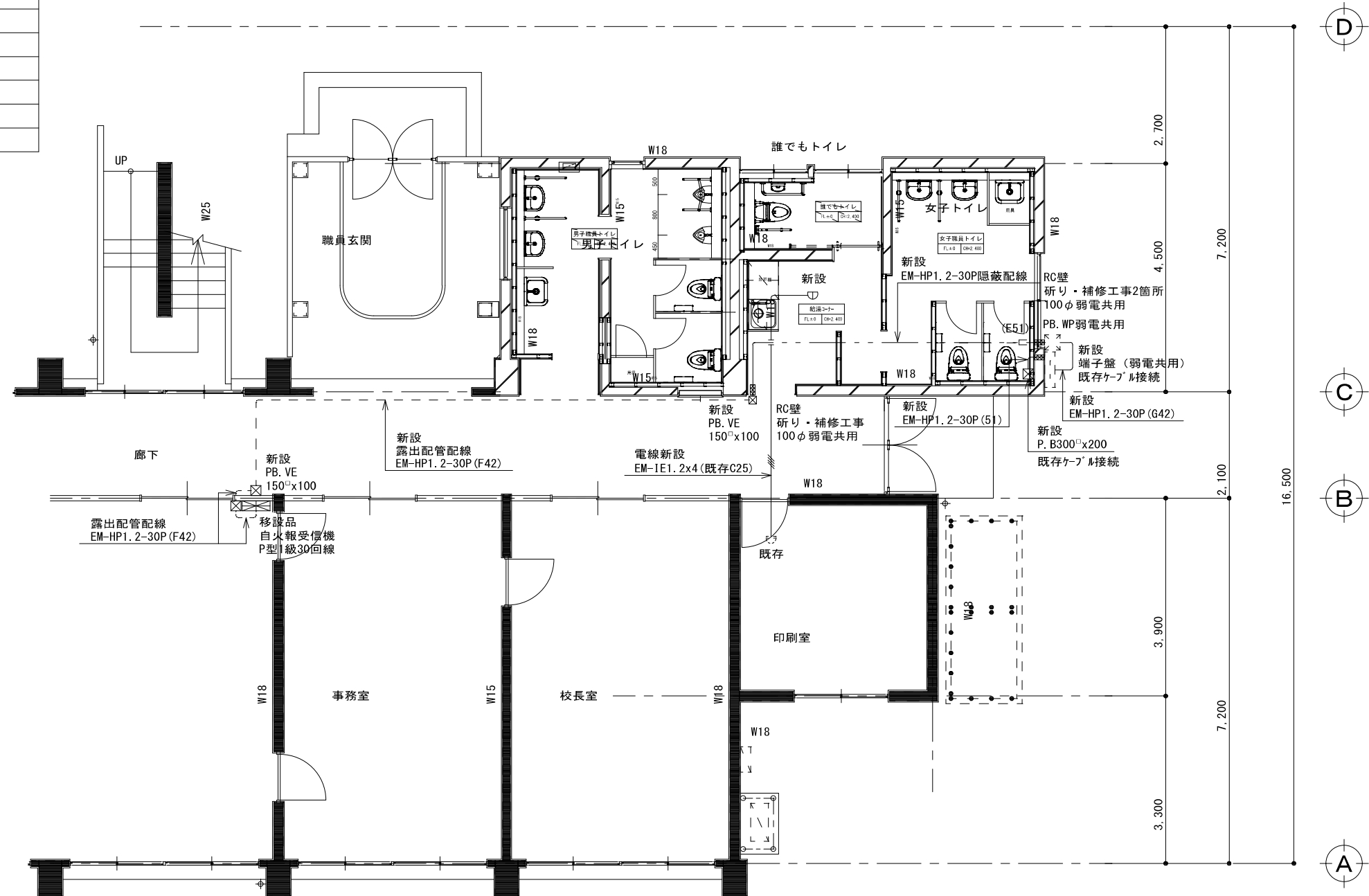
但し、コンクリート内配管は既設維持とする。

2. 設備機器凡例（移設・新設）

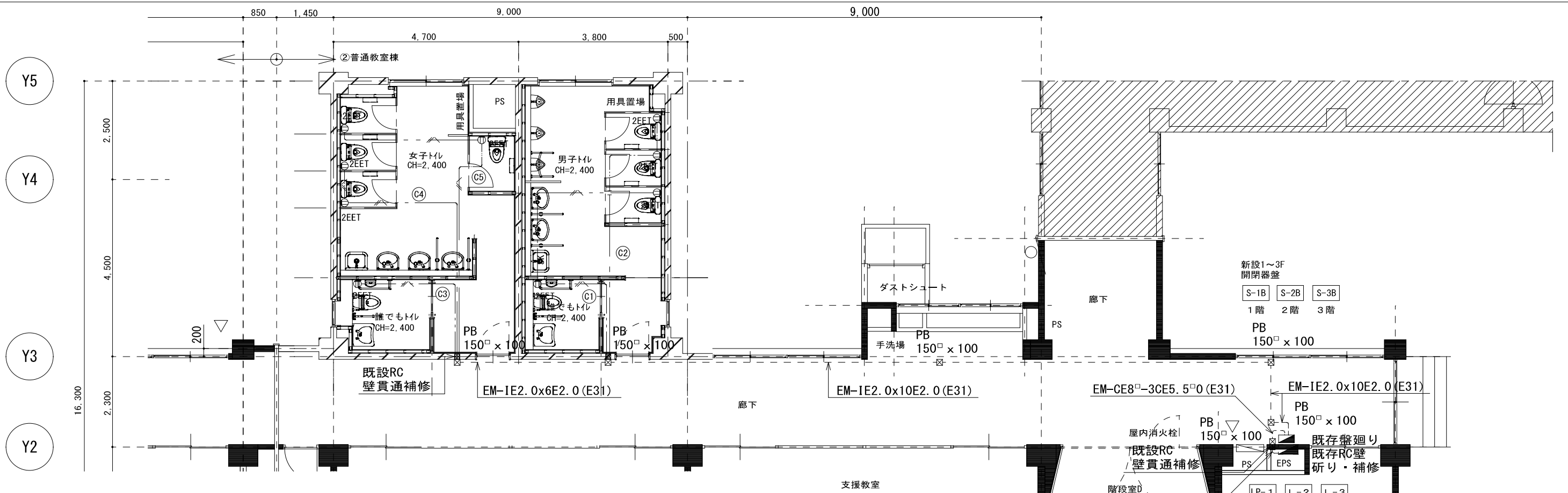
記号	機器名称	仕様	適用
	(自動火災報知設備)		
☒	自動火災報知受信機	P型1級30回線	移設
☐	定温式スポット型感知器	1種 防水型 70℃	新設
	(配管・配線)		
☒	ブルボックス	VE150x150x100	新設
—	配管配線	打込み	既存
—//—	配線	二重天井ころがし配線	新設
- - - -	配管配線	露出	新設
—/—	既設RC壁貫通補修	φ75以下	新設

3. 特記事項

- (1) 移設にあたっては既存配線等現場調査確認すること。
- (2) 配管材Fは金属製可とう電線管とする。



改修後



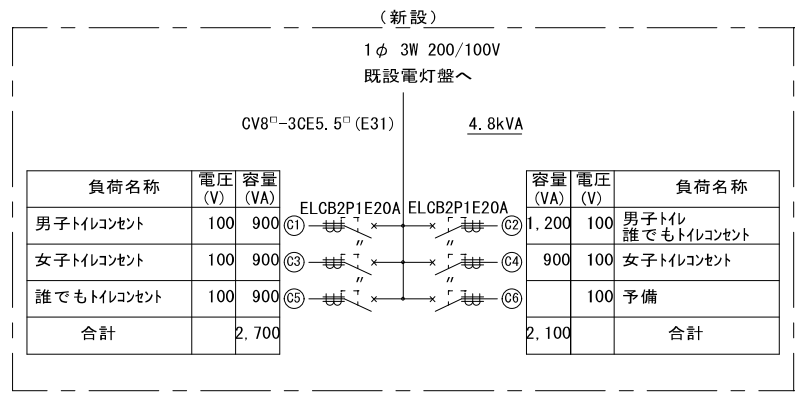
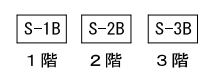
改修項目及び特記事項

1. 各既設電灯盤の主幹の2次側へ、各新設開閉器箱の電源は接続とする。

設備機器凡例 (新設)

記号	機器名称	仕様	適用
⚡	電灯分電盤		既設流用
⚡	電灯分電盤 S-1B・S-2B・S-3B	屋内壁掛露出型	新設
⊖	埋込コンセント (配管・配線)	2P15Ax2接地端子付 金属プレート	新設
☒	プルボックス	150x150x100 塗装共	新設
---	ケーブル配線	二重天井ころがし配線	新設
---	配管配線	露出	新設
---	既設RC壁貫通補修	φ75以下	新設

開閉器盤・壁掛露出型

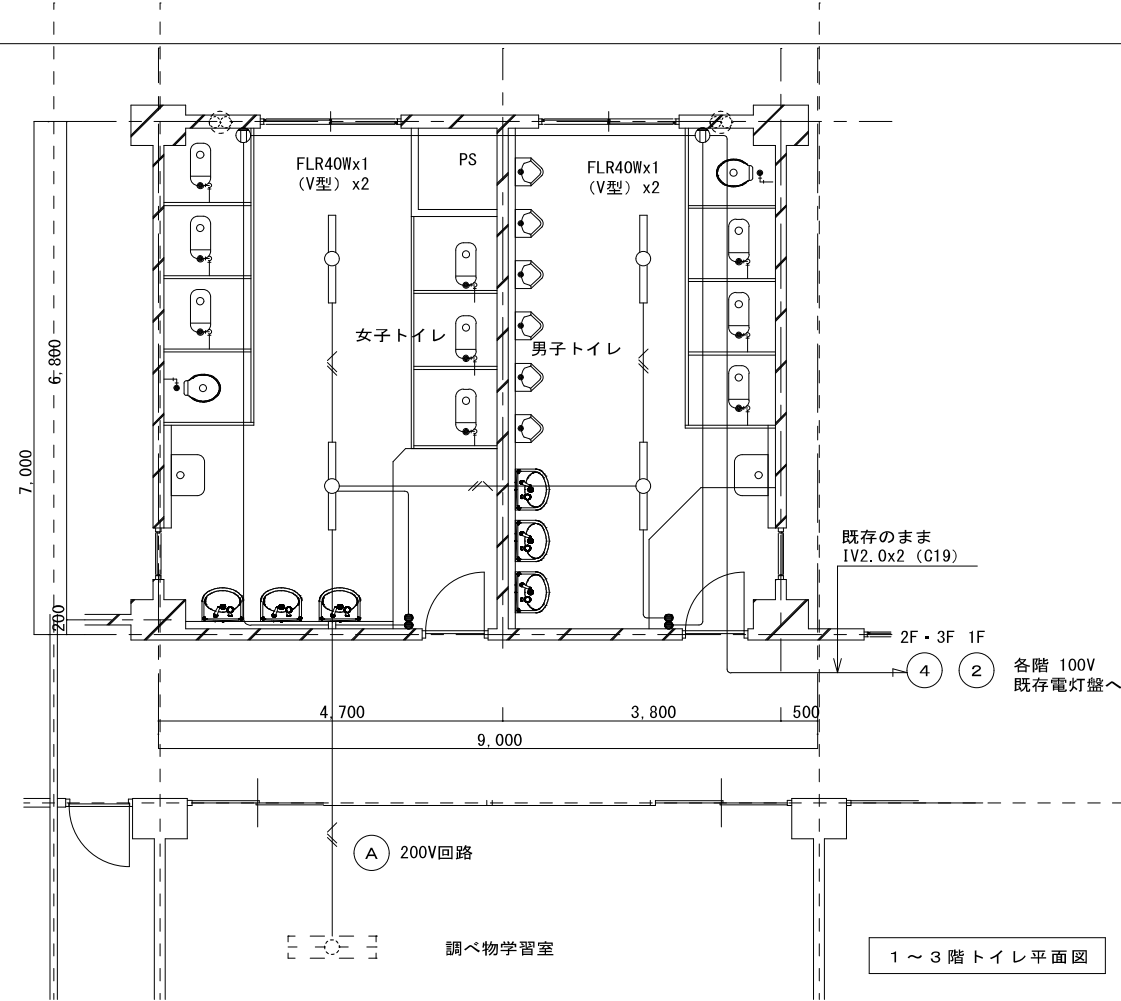


電灯分電盤 (S-1B・S-2B・S-3B) (鋼製屋内壁掛型)

特記なき配管は下記による。

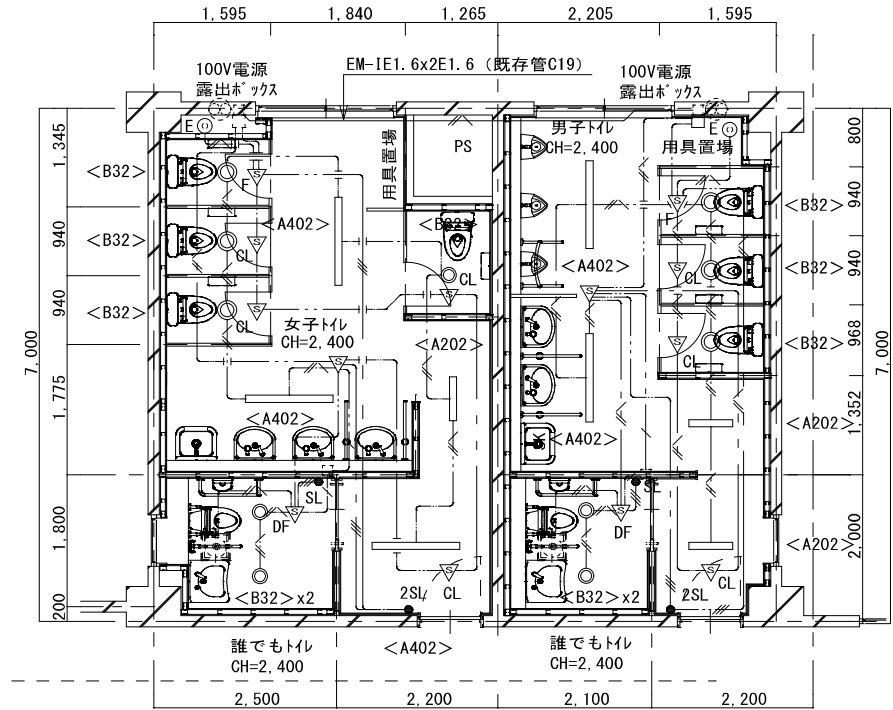
- EM-EEF2.0-3C 二重天井ころがし配線
- 露出配管配線

改修前



1～3階トイレ平面図

改修後



1～3階トイレ平面図

改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(撤去配管配線)

- IV1.6mmx2 (E19)
- IV1.6mmx2E1.6 (E19)

但し、コンクリート内配管は既設維持とする。

2. 設備機器凡例 (撤去)

記号	機器名称	仕様	適用
	(電灯コンセント設備)		
□○	照明器具	FLR40Wx1 逆富士型	撤去
●	埋込スイッチ	1P15Ax1 金属プレート	撤去
⊖	埋込コンセント 壁埋込	2P15Ax1 金属プレート	撤去
⊗	壁掛換気扇	別途設備工事	撤去
	(配管・配線)		
—	配管配線	隠ぺい配管	撤去

3. 特記事項

- (1) 照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて撤去とする。
- (2) コンクリート埋込配管は残置とする。
- (3) 特記無きコンセント用回路の配管配線は既設維持とする。
- (4) 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。
- (5) 図面と現況が相違ある場合は現場優先とする。

改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(新設配管配線)

- EM-EEF1.6mm-2C
- EM-EEF1.6mm-3C
- EM-EEF1.6mm-3C (1C接地)
- EM-IE1.6mm (接地)

但し、壁内立下げ部分及び貫通部分は電線管(PF管)にて保護とする。

2. 設備機器凡例 (新設)

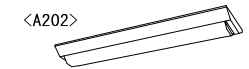
記号	機器名称	仕様	適用
	(電灯コンセント設備)		
▽	人感センサー 親機	AC100V 8A 広範囲検知型	新設 WTK24818相当品
▽CL	人感センサー 子機	DC12V	新設 WTK29129相当品
▽F	人感センサー 子機	AC100V 1A 換気扇連動端子付	新設 WTK29318相当品
●SL	人感センサー操作スイッチ	1回路用 金属プレート	新設 WTA5820WK相当品
●2SL	人感センサー操作スイッチ	2回路用 金属プレート	新設 WTA5822WK相当品
⊖E	埋込コンセント 天井埋込	2P15A接地極付, 金属プレート	新設
⊗	壁掛型換気扇		設備工事
⊗	天井埋込型換気扇		設備工事
	(配管・配線)		
□	アウトレットボックス		既設
---	配線	天井裏ケーブルころがし	新設

3. 特記事項

- (1) 特記なき照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて新設とする。
- (2) 照明及び換気扇は人感センサーにて点滅制御を行う。
- (3) 人感センサー操作スイッチの取付高さは、生徒が触れることがない高さ (FL+2,000) に取付とする。
- (4) 各階便所の人感センサーは、廊下側へは干渉しないよう検知範囲を調整とする。

照明器具姿図 (新設)

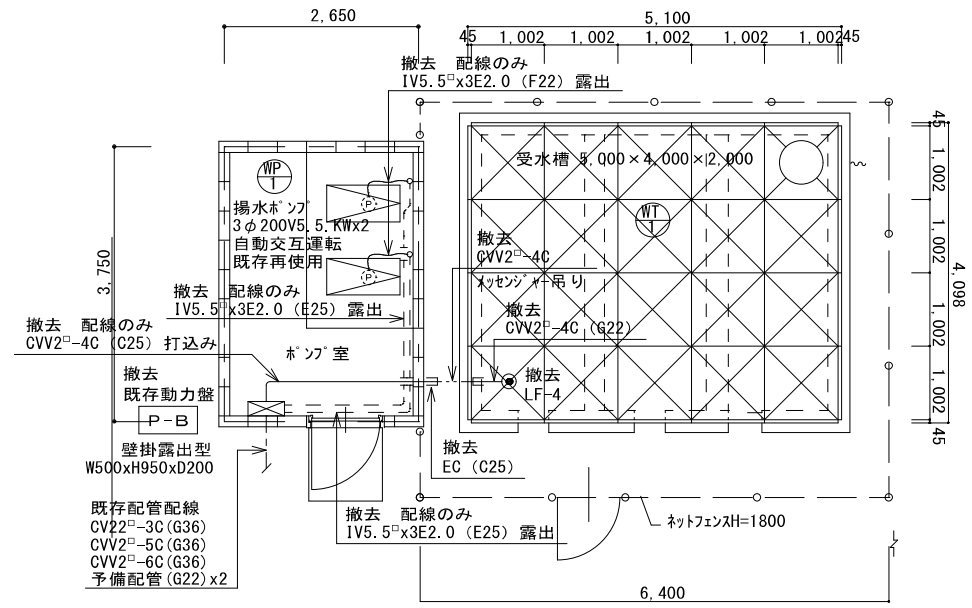
<A402>	LED ⁺ 直付 (FLR40Wx2型相当) 温白色	
(公共施設型番)	LSS9-4-37	4.000lm
<A202>	LED ⁺ 直付 (FL20Wx2型相当) 温白色	
(公共施設型番)	LSS9-2-15	3.200lm



<B32>	LED ⁺ 直付 (FHT32W型相当) 温白色	
(公共施設型番)	LRS1-13	1.630lm



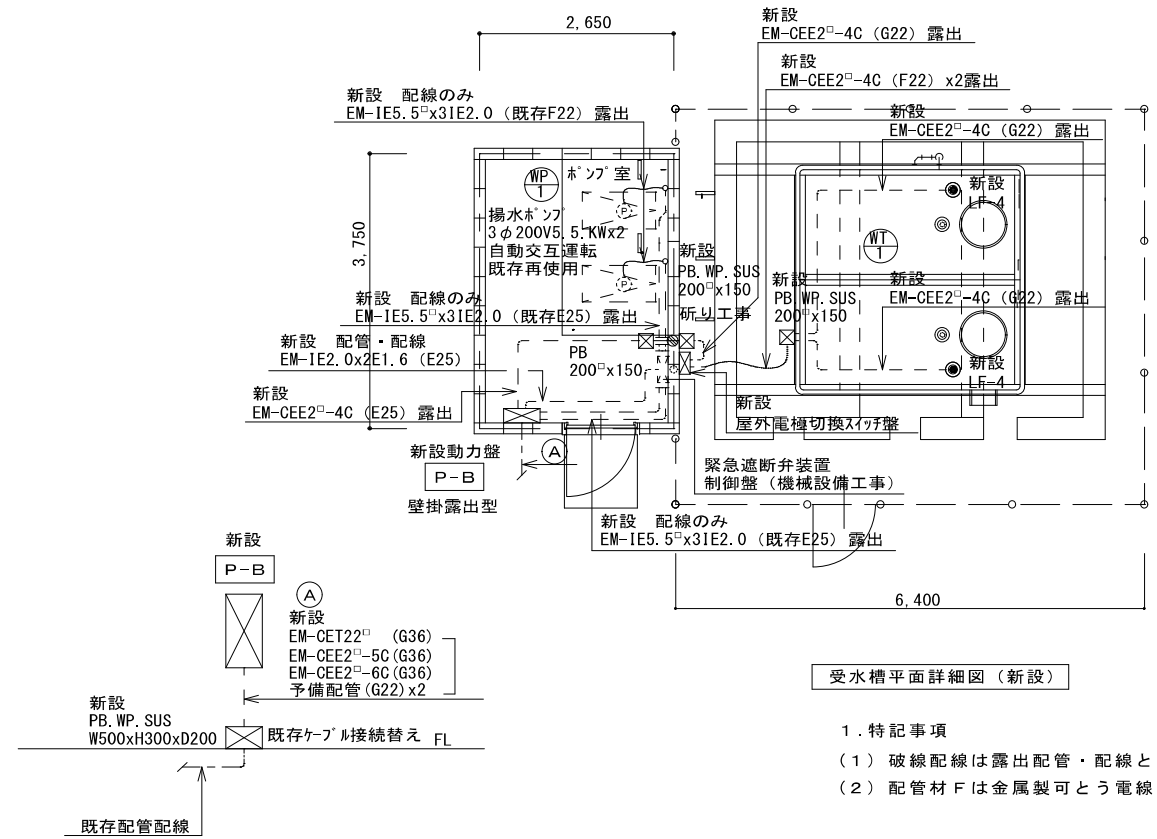
改修前



受水槽平面詳細図(撤去)

1. 特記事項
- (1) 破線配線は露出配管・配線とする。
 - (2) コンクリート埋込配管は残置とする。
 - (3) 配管材 F は金属製可とう電線管とする。
 - (4) 既存電気図と現況に相違がある場合現況優先とする。

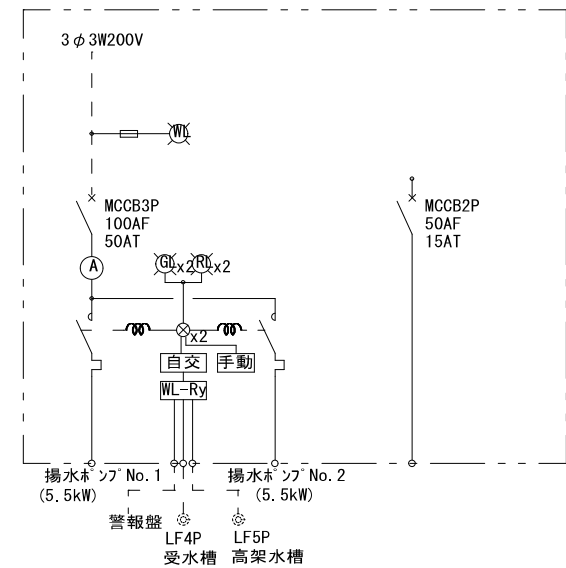
改修後



受水槽平面詳細図(新設)

1. 特記事項
- (1) 破線配線は露出配管・配線とする。
 - (2) 配管材 F は金属製可とう電線管とする。

P-B
(屋内鋼製壁掛型)
外形寸法: W500xH950xD200
既設(撤去)
設置場所: 受水槽ポンプ室



改修項目及び特記事項

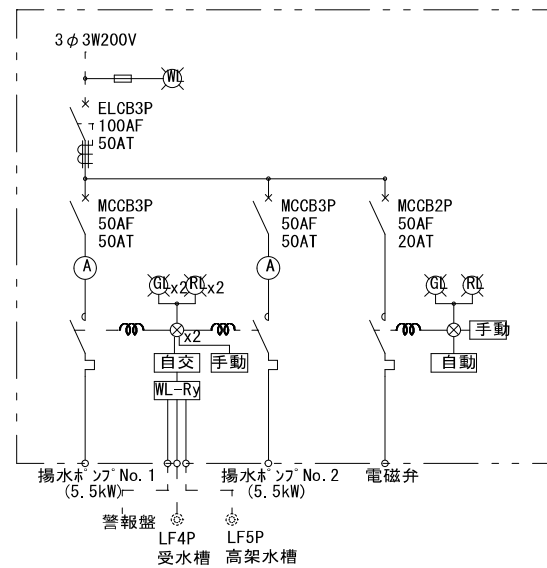
1. 設備機器凡例(撤去)

記号	機器名称	仕様	適用
(動力設備)			
▲	動力制御盤	P-B	撤去
●LF4	液面電極 電極棒共	LF 4P	撤去
⊙	ポンプモーター	既存再使用	設備工事
(配管・配線)			
—	配管配線	打込み	
- - -	配管配線	露出	既設流用
---	配管配線	地中埋設	既存

2. 特記事項
- (1) 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。

P-B
(屋内鋼製壁掛型)

新設
設置場所: 受水槽ポンプ室



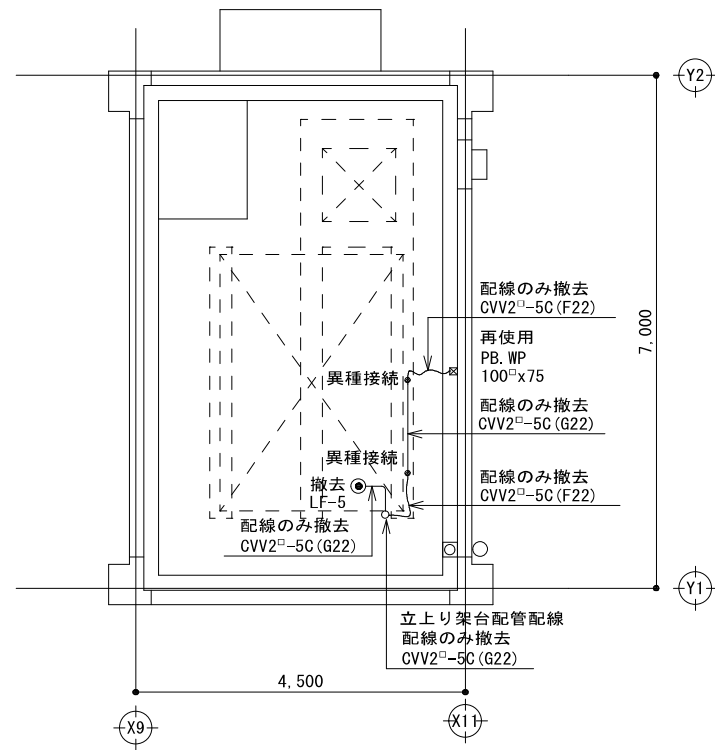
改修項目及び特記事項

1. 設備機器凡例(新設)

記号	機器名称	仕様	適用
(動力設備)			
▲	動力制御盤	P-B	新設
●LF4	液面電極	LF 4P 電極棒共	新設
(配管・配線)			
⊠	屋外切替スイッチ盤	露出	新設
⊠	フロックス	W500xH300xD200(SUS) WP	新設
⊠	フロックス	200x200x100(SUS) WP	新設
- - -	配管配線	露出	新設・流用

2. 特記事項
- (1) 特記なき配線配管及び機器は全て新設とする。
 - (2) P-B制御盤~P-Bへの立下げ配管配線は新設とする。

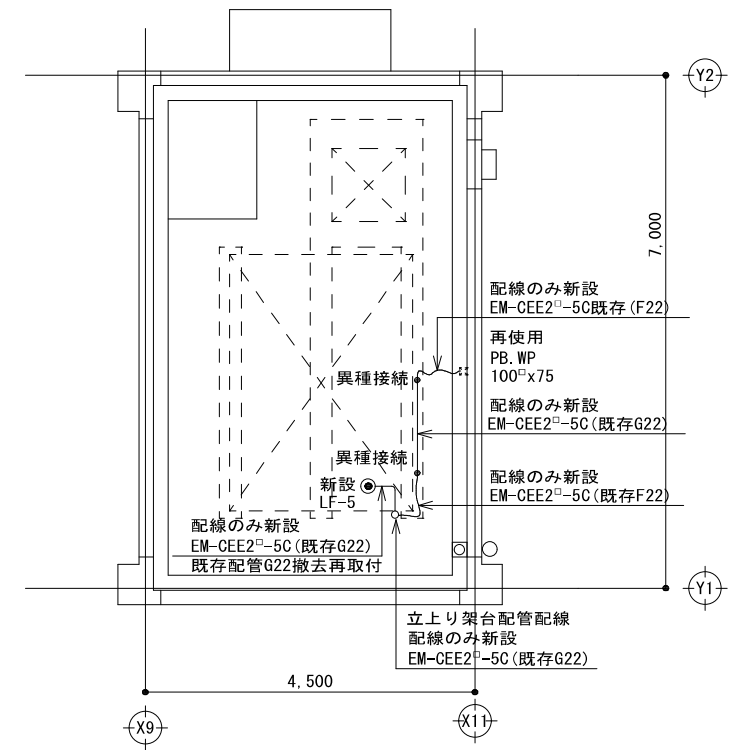
改修前



1. 特記事項

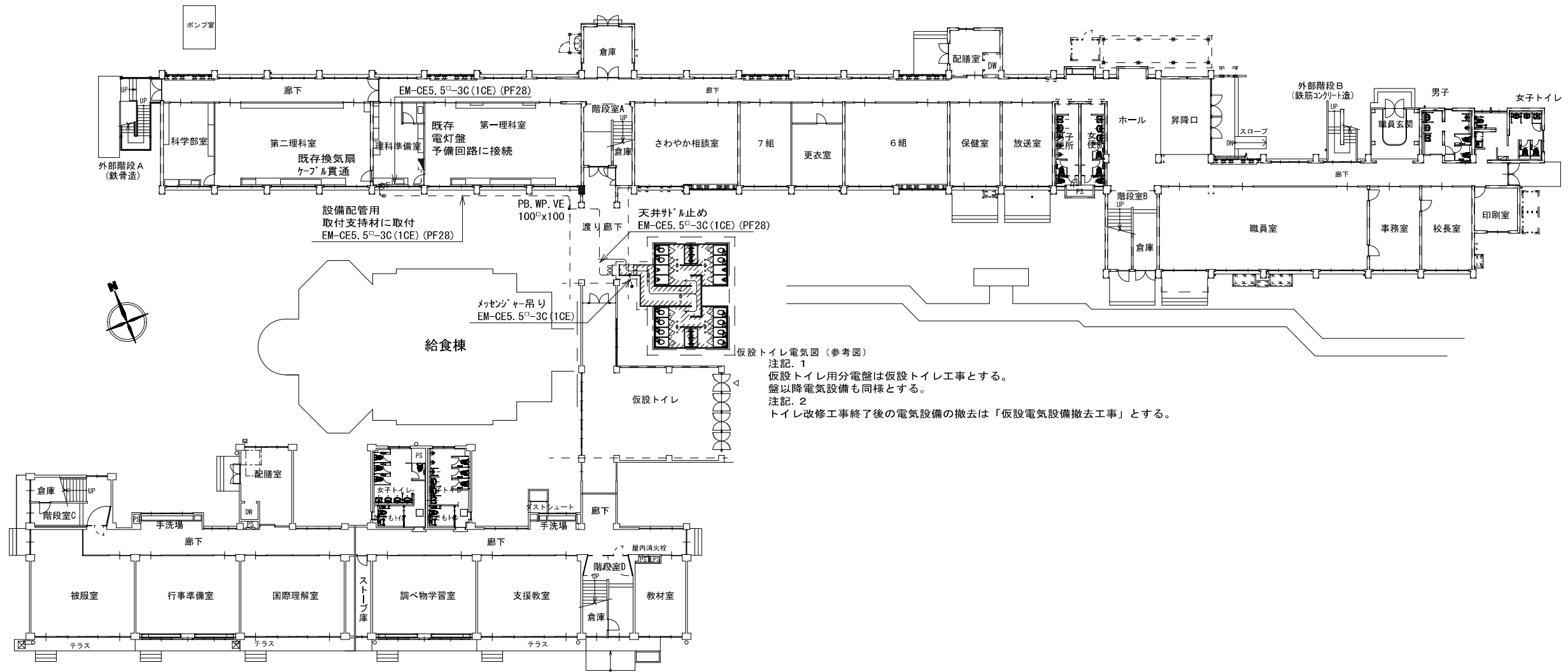
- (1) 配線・電極及び電極棒はすべて撤去とする。
- (2) 配管材は既存のままとする。(撤去再取付は行わない)
- (3) ブルボックスは再使用とする。
- (4) 配管材Fは金属製可とう電線管とする。
- (5) 既存電気図と現況に相違がある場合現況優先とする。

改修後



1. 特記事項

- (1) 配線・電極及び電極棒はすべて新設とする。
- (2) 配管材は既存のまま再使用とする。(一部撤去再取付)
- (3) ブルボックスは再使用とする。
- (4) 配管材Fは金属製可とう電線管とする。



仮設トイレ電気図 (参考図)
 注記. 1
 仮設トイレ用分電盤は仮設トイレ工事とする。
 盤以降電気設備も同様とする。
 注記. 2
 トイレ改修工事終了後の電気設備の撤去は「仮設電気設備撤去工事」とする。